

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキング
グループ取りまとめ報告書概要

法務省「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」 取りまとめ報告書概要：各種調査研究及びヒアリング指摘事項

第1 実態調査ワーキンググループ（WG）について

平成29年刑法一部改正法の検討条項を踏まえて実態調査WGを設置，各種調査研究・ヒアリング等を実施

第2 調査結果 ～性犯罪被害の概況と被害者心理等に関する研究～

(1) 認知・検挙・処理・裁判の状況等

強制性交等の罪 認知件数・検挙件数・起訴人員・不起訴人員・起訴率・通常第一審（地裁）における終局実人員（有罪・全部無罪）の推移（平成27年～令和元年）

年次	認知件数	検挙件数	起訴人員	不起訴人員	起訴率	通常第一審（地裁） における終局実人員	
						有罪	全部無罪
平成27年	1,167	1,114	453	832	35.3	341	2
平成28年	989	970	370	656	36.1	285	1
平成29年	1,109	1,027	354	730	32.7	249	3
平成30年	1,307	1,190	492	760	39.3	330	1
令和元年 (平成31年)	1,405	1,311	※			359	6

強制わいせつの罪 認知件数・検挙件数・起訴人員・不起訴人員・起訴率・通常第一審（地裁）における終局実人員（有罪・全部無罪）の推移（平成27年～令和元年）

年次	認知件数	検挙件数	起訴人員	不起訴人員	起訴率	通常第一審（地裁） における終局実人員	
						有罪	全部無罪
平成27年	6,755	4,129	1,394	1,820	43.4	965	5
平成28年	6,188	4,207	1,308	1,955	40.1	928	3
平成29年	5,809	4,320	1,295	2,127	37.8	891	4
平成30年	5,340	4,288	1,288	2,458	34.4	892	7
令和元年 (平成31年)	4,900	3,999	※			891	4

※ 令和元年（平成31年）における強制性交等の罪と強制わいせつの罪による処理数を合算した数値は、次のとおり。

起訴人員 1,619名
不起訴人員 3,206名
起訴率 33.6%

(2) 被害申告等に関する各種調査の状況等

▶ 犯罪被害実態（暗数）調査

- ・全国16歳以上の男女6,000人を対象（3,500人が回答）
- ・過去5年間に性的な被害に遭ったことがあると回答した者は35人

⇒ 捜査機関に被害を届け出なかった者：28人
捜査機関に被害を届け出た者：5人 など

▶ 男女間における暴力に関する調査〔内閣府〕

▶ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査〔内閣府〕

▶ 平成29年度犯罪被害類型別調査〔警察庁〕 など

(3) 被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見等

▶ 性犯罪被害者の心理等についての調査研究

検事が，精神科医・臨床心理士の指導・助言を受け，

- ① 被害者の心理等につき，被害者の反応や対処行動，その原因や機序に関する研究を収集
- ② 暴行・脅迫，心理的抗拒不能，被害者の同意が争点となった事例（強姦罪につき，有罪38件，無罪10件，不起訴29件，準強姦罪につき，有罪7件，無罪3件）を収集し，前記知見を踏まえ，分析

第2 調査結果 ～罰則の適用状況～

改正後の規定の施行状況調査

改正後の刑法の罰条を適用した事件の捜査処理状況等を調査（H29.7.13（施行日）～R1.12.31）

- 1-1 強制性交等罪(準強制性交等罪を含む。各罪の未遂罪及び致死傷罪を含む。)で、公訴事実において、肛門性交のみ、口腔性交のみ、あるいは肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする事件の起訴人員・件数

実行行為	人員	件数
肛門性交のみ、口腔性交のみ、 肛門性交及び口腔性交のみ	116名	123件

- 1-2 1-1の起訴人員の罪名・態様別人員及び裁判結果

罪名	起訴	態様	有罪	無罪	
強制性交等	95名	肛門性交	4名	4名	0名
		口腔性交	91名	91名	0名
準強制性交等	12名	肛門性交	0名	0名	0名
		口腔性交	12名	12名	0名
強制性交等致死傷、 準強制性交等致死傷	9名	肛門性交	0名	0名	0名
		口腔性交	9名	8名	1名
合計	116名	肛門性交	4名	4名	0名
		口腔性交	112名	111名	1名

(注1)公訴事実において、肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする事件の報告はなかった。

(注2)裁判結果は一審判決であり、上訴中のものを含む。

- 2-1 1-1の罪名のうち、被害者が男性である事件の起訴人員・件数

実行行為	人員	件数
性交、肛門性交又は口腔性交	28名	29件

- 3-1 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪(各罪の未遂罪及び致死傷罪を含む。)の起訴人員・件数

罪名	人員	件数
監護者わいせつ	60名	69件
監護者性交等	104名	120件

- 3-2 3-1の罪名の事件の処理状況

罪名	処理区分				
	起訴		不起訴		
監護者わいせつ	60名		43名		
	裁判結果	有罪	49名	起訴猶予	19名
		無罪	2名	嫌疑不十分	24名
監護者性交等	104名		29名		
	裁判結果	有罪	85名	起訴猶予	13名
		無罪	3名	嫌疑不十分	16名
監護者わいせつ 致死傷	0名		0名		
	裁判結果	有罪	0名	起訴猶予	0名
		無罪	0名	嫌疑不十分	0名
監護者性交等 致死傷	0名		0名		
	裁判結果	有罪	0名	起訴猶予	0名
		無罪	0名	嫌疑不十分	0名
合計	164名		72名		
	裁判結果	有罪	134名	起訴猶予	32名
		無罪	5名	嫌疑不十分	40名

(注1)「起訴」の数は、追起訴がある場合は本起訴とあわせて1名として計上。

現在公判係属中のものも含まれることから、判決結果(有罪・無罪)の数とは一致しない。

(注2)1-2の(注2)に同じ。

(注3)「無罪」は、いずれも、罪名欄記載の罪名で公判請求され、同罪について無罪となったもの(他の罪名で有罪となったものを含む。)をいう。

裁判例調査

平成30年度に第一審判決が言い渡された性犯罪事件180件（無罪8件，有罪172件）を分析

〈無罪判決〉（全件）

強制性交等	4件
準強制性交等	2件
監護者性交等	2件

- 1件は控訴審係属中
- 2件は控訴審で有罪，上告審係属中

〈無罪とされた理由〉

性交等の事実が認められない	3件
「暴行」の事実が認められない	1件
「暴行」の認識が認められない	1件
「抗拒不能」と認められない	1件
「抗拒不能」の認識が認められない	1件
性交等の意図が認められない（未遂） → 強制わいせつを認定	1件

〈有罪判決〉（右記の事件）

強制性交等	45件
準強制性交等	60件
監護者性交等	44件
児童福祉法違反	23件

- ※ 強制性交等：被告人が被害者との間に身分上・業務上の関係を有する事件，被害者が障害を有する事件，二人以上の者が現場で共同して犯した事件のみ。
- ※ 児童福祉法違反：行為者が児童と性交等をした場合であり，かつ，被告人が被害者との間に身分上・業務上の関係を有する事件のみ。
- ※ 準強制性交等，監護者性交等：全件

〈被告人が被害者との間に身分上・業務上の関係を有する事件112件における，被害者から見た被告人の立場〉 ※ 被告人・被害者ごとに計上

実父／養父	58件
母親の夫／母親の内縁の夫／母親の交際相手	19件
教師／指導者	15件
雇用主／勤務先上司	10件
おじ	8件
その他	11件

〈被害者が18歳未満の事件106件における，被害者から見た被告人の立場〉

※ 被告人・被害者ごとに計上

実父母／養父	54件
母親の夫／母親の交際相手	18件
教師／指導者	15件
おじ	7件
勤務先の風俗店等の経営者	5件
出会ったばかりの者	4件
面識なし	2件
その他	10件

- ※ 「出会ったばかりの者」とは，ナンパで知り合った者など，「その他」とは，学童保育支援員，警察官，友人，友人の父親，モデル勧誘を行った者など。

〈準強制性交等60件の判決で認定された心神喪失・抗拒不能の原因〉

※ 被害者ごとに計上

飲酒による酩酊／飲酒による熟睡	29件
薬物の作用／薬物の作用による熟睡	18件
行為の意味について誤信／誤信と畏怖・困惑	7件
知的障害／知的障害及び加害者との関係性／認知症	5件
熟睡／熟睡と覚醒後の驚がく・畏怖・困惑	5件
継続的な虐待（性的虐待・身体的虐待を含む。）／加害者との関係性及び継続的な性的被害	3件
畏怖・困惑	1件

不起訴事件調査

平成30年度に不起訴処分（嫌疑不十分）とされた性犯罪事件548件を分析

強制性交等	380件
準強制性交等	85件
監護者性交等	11件
児童福祉法違反	13件
青少年保護育成条例違反	59件

※ 児童福祉法違反は、行為者が児童と性交等をした事案に限る。
 ※ 青少年保護育成条例違反は、行為者が青少年と性交等をした事案に限る。

〈強制性交等（177条前段：暴行・脅迫を用いて性交等）361件につき、嫌疑不十分と判断した理由（主なもの／複数該当あり）〉

理由	件数	*
被害者が性交等に同意していた可能性を排斥することができない(a)	180件	161
被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥することができない(b)	152件	94
暴行・脅迫があったと認めるに足りる証拠がない(c)	137件	115
暴行・脅迫が被害者の反抗を著しく困難にさせる程度であったと認めるに足りる証拠がない(d)	54件	28
性交等が行われたと認めるに足りる証拠がない	49件	45

- ※ 「*」は、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた件数。
 ※ 暴行・脅迫（c）が理由とされた137件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた115件を除く22件中、19件については、併せて、被害者の同意（a）又は被疑者の同意誤信（b）が嫌疑不十分の理由とされていた。
 ※ 暴行・脅迫の程度（d）が理由とされた54件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた28件を除く26件中、23件については、併せて、被害者の同意（a）又は被疑者の同意誤信（b）が嫌疑不十分の理由とされていた。

〈強制性交等（177条後段：13歳未満の者に対して性交等）19件につき、嫌疑不十分と判断した理由（主なもの／複数該当あり）〉

理由	件数	*
性交等が行われたと認めるに足りる証拠がない	12件	11
犯行の日時・場所を含む具体的事実を特定するに足りる証拠がない	7件	7
被疑者が、被害者の年齢(13歳未満であること)を認識していたと認定するに足りる証拠がない	5件	3
被疑者が不明である	3件	3

※ 「*」は、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた件数。

〈準強制性交等85件につき、嫌疑不十分と判断した理由（主なもの／複数該当あり）〉

理由	件数	*
被害者が心神喪失又は抗拒不能の状態にあったと認めるに足りる証拠がない(a)	48件	35
被害者が性交等に同意していた可能性を排斥することができない(b)	32件	25
被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥することができない、又は、被害者が心神喪失・抗拒不能の状態にあることを認識していなかった可能性を排斥することができない(c)	31件	22
性交等が行われたと認めるに足りる証拠がない	21件	19

- ※ 「*」は、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた件数。
 ※ 心神喪失・抗拒不能（a）が理由とされた48件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた35件を除く13件中、6件については、被害者の同意（b）又は被疑者の同意誤信又は心神喪失・抗拒不能状態を認識していなかった可能性（c）が嫌疑不十分の理由とされていた。

海外法制調査

① 暴行・脅迫，不同意など被害者の内心に関わることを要件とする類型

- ▶ 暴行など一定の手段を要する
韓国，フィンランド，フランス等
- ▶ 不同意など被害者の内心に関わることを要件とする
イギリス，ドイツ，スウェーデン等

② 抗拒不能などを要件とする類型

- ▶ 心神喪失・抗拒不能
韓国
- ▶ 障害者であることを要件の一つとする
米ミシガン，イギリス，ドイツ，フィンランド等

③ 脆弱性・若年であること・地位関係性などを要件とする類型

- ▶ 被害者の年齢を問わず，被害者の障害や加害者の地位（矯正施設，精神保健施設の職員等）を要件とする
米ニューヨーク，イギリス，フランス，ドイツ等
- ▶ 被害者が一定の年齢未満，加害者が一定の地位
米ミシガン，イギリス，フランス，ドイツ等
- ▶ 被害者が一定の年齢未満，加害者が一定の年齢
イギリス，フランス等

④ いわゆる性交同意年齢（一定年齢未満の者との性交自体を犯罪とし，その法定刑が①・②と同じかそれ以上のもの）

- ▶ 13歳 米ミシガン州（無期又は有期拘禁刑），
イギリス（最高で終身刑）
- ▶ 15歳 スウェーデン（2～6年の拘禁刑）
- ▶ 16歳 米ミシガン州（15年以下の拘禁刑）

その他調査

- ▶ 性暴力の被害経験に関する質的調査（研究者）
- ▶ ワンストップ支援センターによる統計
 - ・ 性暴力救援センター・SARC東京
 - ・ 性暴力救援センター大阪SACHICO
 - ・ 性暴力救援センター日赤なごやなごみ
 - ・ 性暴力被害者支援センターふくおか
- ▶ 発達障害者への性暴力の実態に関する調査（研究者等）
- ▶ 海外における障害者への性暴力被害の状況（研究者）
- ▶ 「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報告書（内閣府）
- ▶ 警察・検察・児童相談所の連携による代表者聴取（協同面接）の取組状況に関する調査（法務省）

刑事施設における性犯罪再犯防止指導の 効果検証

(調査概要)

○対象

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に刑事施設を出所した者のうち、性犯罪者調査において指導の受講が必要とされた者から、受講群1,444名、比較対照群324名を割り当てた。

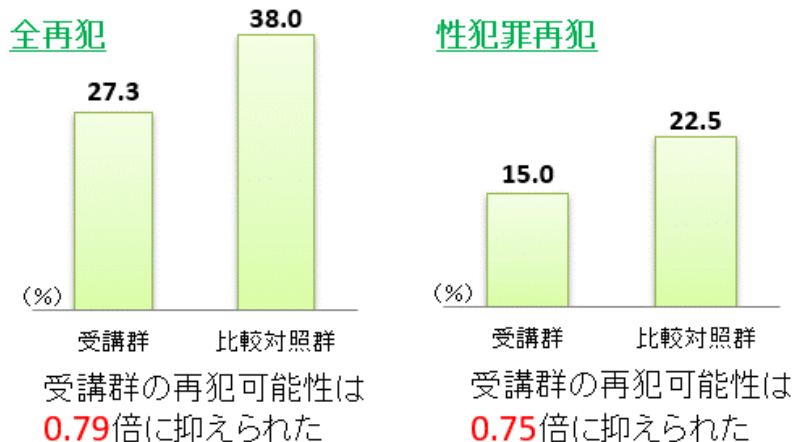
○方法

出所後3年以内にじゃっ起された事件のうち、犯行年月日が最も早いものを「全再犯」、犯行年月日が最も早い性犯罪を「性犯罪再犯」とし、受講群、比較対照群別に再犯率を算出した。両群の再犯率の差について検定を行い、指導の効果について再犯リスクの程度の差を統制した上で比較分析(Coxの比例ハザードモデルによる回帰分析)を行った。

(調査結果概要)

※グラフの縦軸:再犯率

指導による全再犯及び性犯罪再犯の抑止効果が確認された。



保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの 効果検証

(調査概要)

○対象

平成26年に保護観察を開始した男性の性犯罪者（仮釈放者・保護観察付執行猶予者）

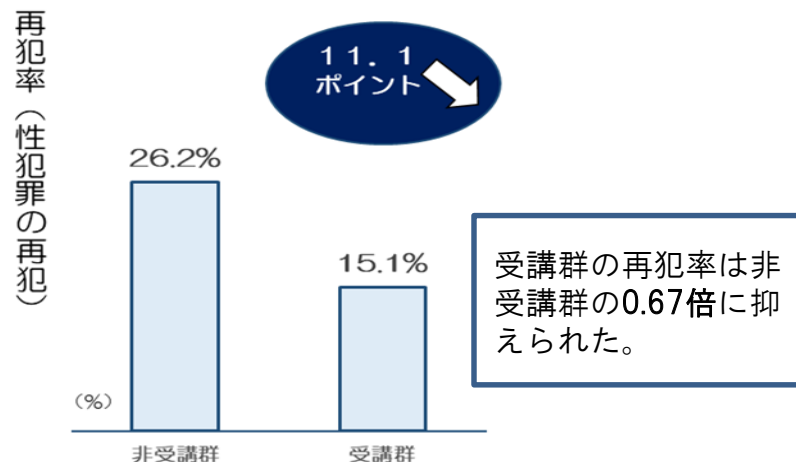
- ・受講群 : コア・プログラム受講者 901人
- ・非受講群 : コア・プログラム非受講者 297人

○方法

プログラム受講の有無と平成31年3月末日までの再犯の有無の関連に関する分析を実施

(調査結果概要)

受講群と非受講群の再犯率の差について検定を行った結果、受講群の方が非受講群より有意に再犯率が低かった。



第2 調査結果 ～ヒアリング等における指摘事項①～

1 刑事実体法に関する事項

- ◆ 暴行・脅迫要件の撤廃・在り方
- ◆ 不同意性交罪の創設
- ◆ 地位・関係性利用類型の罪の創設・拡充
- ◆ 大量の飲酒や薬物の使用を明記するなど心神喪失・抗拒不能要件の明確化
- ◆ 障害者の特性に配慮した規定の創設
- ◆ 学校教職員等による生徒に対する犯罪など児童に対する性犯罪への対応
- ◆ 性交同意年齢の引上げ
- ◆ 男性やLGBTQの被害者への対応
- ◆ 配偶者間における性犯罪への対応
- ◆ 被害状況の撮影への対応 など

2 刑事訴訟手続に関する事項

- ◆ 公訴時効制度の見直し
- ◆ 多機関連携による司法面接の実施・情報共有
- ◆ 司法面接の録音録画の証拠採用
- ◆ 障害がある被害者からの聴取における司法面接的手法の活用
- ◆ 起訴状における被害者の氏名秘匿制度の創設 など

3 その他刑事手続の運用等に関する事項

- ◆ 早期の適切な証拠保全
- ◆ 捜査の初期における被害者への情報提供
- ◆ 被害者の心理等を踏まえた適切な事実認定
- ◆ 二次被害の防止のための配慮
- ◆ 保釈の判断の際の被害者の心情への配慮
- ◆ 適切な求刑、量刑 など

第2 調査結果 ～ヒアリング等における指摘事項②～

4 加害者の再犯防止に関する事項

○ 施設内における取組

- ◆ 性犯罪再犯防止指導の効果を維持するためには、研修等によるスキルの習得とともに、指導者のメンタルケアが重要
- ◆ 受刑者のグループへの適応性を考慮してプログラムの対象とすることの必要性
- ◆ 性犯罪再犯防止指導の対象の拡大
- ◆ 再犯リスクや問題性が特に大きい者や、グループ指導になじまない者に対する指導の在り方 など

○ 社会内における取組

- ◆ プログラム実施者の育成の在り方
- ◆ 知的障害や精神障害を有する者の特性を理解した上でプログラムを実施する必要性
- ◆ プログラムが終了した保護観察対象者へのフォローアップの在り方 など

○ その他の再犯防止に関する事項

- ◆ 施設内における取組と社会内における取組の一貫性の重要性及び民間の関係機関との連携の必要性
- ◆ 諸外国において活用されているGPS追跡装置、ホルモン・薬物療法の活用可能性 など

5 その他の事項

○ 被害者支援の在り方

- ◆ (特に病院拠点型) ワンストップ支援センターの機能・体制の充実と、関係機関との連携強化
- ◆ 中長期的な支援を担う機関の必要性
- ◆ 男性やLGBTQの被害者への対応
- ◆ 捜査機関、裁判所や相談機関における二次被害を防止するための研修の充実
- ◆ 被害者のための弁護士支援の充実、治療費や交通費の公費負担
- ◆ 被害者への情報提供の充実 など

○ 子どもに対する教育や教育現場における対処の在り方

- ◆ 子どもである被害者が被害をそれと認識して周囲に相談できるようにするための年齢に応じた教育の重要性
- ◆ 子どもからのサインを受け止めることができるようにするための教職員等に対する研修の充実、常勤のスクールカウンセラー等の配置の在り方
- ◆ 被害を受けた児童へのメンタルヘルスのケアと学習支援の必要性、教育委員会等による配慮義務
- ◆ 被害申告しやすい社会にするための啓発の必要性 など